

令和 2年 2月 吉日

「すみれ野自治会」会員の皆様へ

すみれ野自治会
会長 辻本瑞吏
役員一同

自治会館建設に向けた取組について ～「すみれ野自治会」の【地縁による団体】への組織移行

寒冷の候、貴台におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、「すみれ野自治会」の自治会館建設につきまして、議論を重ねるとともに「自治会館建設基金」の積み立ても順調に進み、現時点800万円の残高となっております。ただ、まだまだ多額の資金が必要であり、については、市補助金に加え、宝くじを基金とした「コミュニティーセンター助成」を活用することで、資金捻出を考えております。

今般、同助成を受けるに当たり、その条件となっている『自治会が認可地縁団体であること』を充足すべく、役員会では、「すみれ野自治会」を、【地縁による団体】へ組織移行する方向で検討しております。

以下、「すみれ野自治会」が、組織移行に伴う「メリット・デメリット」等、まとめました。

□【地縁による団体】とは？

- 地方自治法（260条の2第2項）で定められた団体
- それまで自治会名義で建物を登記できない問題を解決するために規定されましたもの
- 自治会活動については従前と変わりません

□ < メリット >

- 自治会名義で不動産登記ができる
・移行しなければ、登記を個人名義でしかできない
- 「コミュニティーセンター助成」を活用することができる
・最大1,500万円
- 規定に定める範囲内で権利能力を持つことができる
・自治会が取引主体、あるいは財産の保有主体となれる

□ < デメリット >

- 会員名簿を作成し、毎年更新しなければならない
- 規約の変更には、市長の認可が必要となる

次回、総会におきまして、議論を深めたいと考えておりますが、会員の皆様方にも、趣旨をご理解いただければと思います。